

## 熊本県社会福祉審議会運営要領

### (趣旨)

第1 熊本県社会福祉審議会条例（平成12年3月23日熊本県条例第12号）第1条の規定により設置された熊本県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、熊本県社会福祉審議会条例その他の関係法令によるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (専門分科会)

第2 審議会に次の専門分科会を置く。ただし、必要に応じ臨時に専門分科会を置くことができる。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 児童福祉専門分科会
- (3) 高齢者福祉専門分科会
- (4) 身体障害者福祉専門分科会

2 各専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

### (部会)

第3 児童福祉専門分科会に、児童の措置等に関する事項の審議及び児童虐待による死亡事例等の検証等を行うため審査部会を、保育所の設置の認可に関する事項を審議するため保育所部会を置く。

- 2 高齢者福祉専門分科会に熊本県高齢者保健福祉計画・熊本県介護保険事業支援計画の推進、見直し等高齢者の福祉、保健及び介護に関する事項を審議するため保健福祉推進部会を置く。
- 3 身体障害者福祉専門分科会に身体障害者の障害程度の審査等に関する事項を審議するため審査部会を置く。
- 4 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

### (部会の委員)

第4 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 部会にその部会に属する委員及び臨時委員の互選による部会長を置く。
- 3 部会長は、部会の会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5 審議会及び専門分科会並びに部会は、必要に応じ開催する。

- 2 専門分科会及び部会は、その専門分科会又は部会の長が招集し、議長となる。
- 3 部会長は、部会を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回り審議をもって部会の審議にかえることができる。

- 4 専門分科会及び部会は、その専門分科会又は部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 専門分科会及び部会の議事は、出席した委員及び臨時委員（第3項の規定による場合は、その部会に属する委員及び臨時委員）の過半数をもって決し、可否同数のときは、その専門分科会又は部会の長の決するところによる。
- 6 審議会の会議は、原則公開とし、傍聴要領は別に定める。ただし、公開の会議中及び個々の会議において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、委員長は、会議を非公開とすることができます。
- 7 審議会の会議の公開に付随する事項については、委員長の決するところによる。
- 8 各専門分科会及び部会の公開・非公開及びそれに付随する事項については、それぞれの専門分科会又は部会において決するものとする。

（報告）

- 第6 委員長は審議会の決議事項を知事に報告（答申）しなければならない。
- 2 専門分科会長は、専門分科会の決議事項を委員長に報告しなければならない。
  - 3 部会長は、部会の決議事項をその属する専門分科会の長及び委員長に報告しなければならない。

（事務）

- 第7 審議会に係る事務は、健康福祉政策課で行うものとする。
- 2 民生委員審査専門分科会に係る事務は、健康福祉政策課で行うものとする。
  - 3 児童福祉専門分科会に係る事務は、子ども家庭福祉課で行うものとする。ただし、保育所部会に係る事務は、子ども未来課で行うものとする。
  - 4 高齢者福祉専門分科会に係る事務は、高齢者支援課で行うものとする。
  - 5 身体障害者福祉専門分科会に係る事務は、障がい者支援課で行うものとする。

（その他）

- 第8 この要領に定めるもののほか、各専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの専門分科会又は部会において別に定める。

付 則

この要領は、昭和63年1月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成5年2月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成9年6月5日から施行する。

付 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年2月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年7月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年9月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年1月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年5月27日から施行する。